



# 病院だより 52

## グリーンヒル美祢介護サービス科の業務について



グリーンヒル美祢

グリーンヒル美祢は、介護を必要としている人に対して看護・医学的管理の下、介護を中心とした日常生活援助を提供すると共に、作業療法士や理学療法士を中心とした生活リハビリテーションを実施しながら利用者の自立を支援し、在宅への復帰を目指す介護保健施設です。即ち、当施設は「終の棲家」ではなく、今後の方向性が必要な中間施設だということです。

当施設では、入所サービスの他に短期入所療養介護（ショートステイ）・通所リハビリテーション（デイケア）のサービスを提供しています。それぞれのサービスの利用目的とその中で介護サービス科が行っている業務について紹介します。

入所サービスは、自宅での療養生活に自信がない或いは認知症により日常生活に不安がある人、病院で退院許可となったが直接在宅に帰るには不安がある人にご利用いただけます。施設入所中は、施設のケアマネージャーが立案したサービス計画書に基づき、食事・入浴・排泄・

睡眠等の日常生活上のお世話をすることにより生活のリズムを整えたり、個々の入所者の現状に応じた生活に必要な動作を維持するお手伝いをします。医師や看護師は入所者の健康管理を中心とした日常生活のお世話、介護福祉士は入所者の療養生活全般における生活援助、栄養士は食事に関する入所者の健康管理、作業療法士や理学療法士は入所者の生活機能の維持と向上を目指して関わっています。高齢者は、日常の動作が自分の力では困難な状態になると精神的な張りを失い弱気になりがちであり寝たきりになることもあります。そのため、中間施設としては何でもやってあげるのではなく、できる限りご本人の能力を引き出す関わりが必要になります。施設職員は日常生活の中で、出来る事はご自分で、出来ない部分をお手伝いする事を心がけています。また、平日には心身機能の維持のため体操の時間を取り入れたり、日常生活に張りを持っていただくために時期折々に工夫を凝らした行事をご家族を含めお楽しみいただけるように実施しています。このように、各職種が共に協力して入所者の健康と生活を支援しています。

短期入所療養介護（ショートステイ）は、冠婚葬祭や旅行などで介護できない場合や、介護に携わっているご家族が病気になった時など家族に代わって一時的に介護をお引き受けするサービスです。また、ご家族



カンファレンス



入浴施設

の介護に伴う負担の軽減のため定期的に利用することもできます。短期入所中は、入所サービスと同じように生活支援を実施します。希望者は、送迎も利用できます。

通所リハビリテーション（デイケア）は、昼間に施設で過ごしていただき健康チェックやリハビリテーションを通じ心身機能の維持を図ると共に食事や入浴などの日常生活援助を受けるサービスです。希望者は、送迎も利用できます。

お尋ねやご利用に関するご相談は、グリーンヒル美祢まで問い合わせください。

問合せ先 グリーンヒル美祢 ☎0837(54)0145

# 公共施設の使用料・手数料を改定します

4月1日から施設の使用料・手数料が変わります。

市が行うサービスの費用は、市民の皆さんからの税金とサービスを利用する人が支払う使用料・手数料でまかっています。この二つが適正なバランスを保つことが、市民全体の公平性を確保するうえで必要であり、サービスを利用した人がその利益に対して相応の負担をすることで、サービスを利用する人と利用しない人との公平性が保たれることとなります。

市では、合併後4年が経過し、これらの受益者と負担の適正化を図り、類似する施設との均衡を保持する必要があるため、平成22年3月に策定した「美祢市行政改革大綱」を推進し、公費負担と受益者負担のあり方や利用者が負担すべき経費の範囲等を定め、料金設定の基準を明確に示した「使用料・手数料見直しに関する基本方針」を定めました。この方針に基づいて行政サービスの提供に必要なコストについて見直しを行い、昨年12月議会の議決を経て、本年4月1日から一部の公共施設の使用料と手数料を改定することとしました。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

一部の施設の専用利用については、午前・午後・夜間等の区分貸しから1時間単位（冷暖房費を含む）の時間貸しへ変更を行い、より利用しやすい料金体系としています。

## □手数料 料金改定項目と主な改定内容一覧

(単位：円)

項目名	主な料金改定内容		問合せ先
	現行料金	改定後料金	
営業、職業に関する証明	150	200	税務課 〔☎0837(52)5234〕
法人及び組合に関する証明	150	200	
納税に関する証明	150	200	
公簿、公文書の謄本又は抄本の交付	150	200	
租税公課、資産に関する証明	150	200	
公簿、公文書又は土地図面の閲覧又は照合	150	200	
土地図面の謄本の交付	150	200	
本籍、住所に関する証明	150	200	市民課 〔☎0837(52)5230〕
氏名、年齢に関する証明	150	200	
出産、死亡、結婚、相続に関する証明	150	200	
生存、不在、失踪に関する証明	150	200	
身分証明書の交付	150	200	
印鑑に関する証明及び登録証の交付	150	200	
住民票及び戸籍の附票に関する証明	150	200	
住民票の閲覧又は照合	150	200	
住民票の写しの交付	150	200	
戸籍の附票の写しの交付	150	200	
耕作証明	150	200	農業委員会事務局 〔☎0837(52)5241〕
農業委員会の行う農地の現況証明	400	600	
認可地縁団体に関する証明	150	200	総務課 〔☎0837(52)1110〕
その他の証明	150	200	
高齢者福祉施設「カルストの湯」温泉販売手数料	100	※使用料(同額)に変更	高齢福祉課 〔☎0837(52)1132〕
地籍調査の成果物等の写しの交付	150	200	建設課 〔☎0837(52)1116〕

## □使用料 料金改定施設と主な改定内容一覧

(単位：円)

施設名	主な料金改定内容		問合せ先
	区分	1時間	
美東センター (大田公民館)	大ホール	200	美東センター 〔☎08396(2)5555〕
	大会議室	100	
	会議室	50	
	小会議室	70	
	調理実習室	70	
	第1和室	60	
	第2和室	60	
	研修室	70	
厚保公民館	大ホール	250	厚保公民館 〔☎0837(58)0001〕
	視聴覚室	80	
	会議室	50	
	第1和室	40	
	第2和室	40	
	調理室	80	